

- 感染症法上の二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症に位置づけられる感染症であって、個室管理又は陰圧室管理の必要性が特に高い患者を個室又は陰圧室で管理した場合の評価の必要性を踏まえ、二類感染症患者療養環境特別加算について、名称を特定感染症患者療養環境特別加算に見直すとともに、対象となる感染症及び算定可能な入院料の範囲を見直す。

特定感染症患者療養環境特別加算(旧二類感染症患者療養環境特別加算)(入院基本料等加算)	
点数	個室加算 300点(1日につき) ※疑似症患者は、初日に限る 点数変更なし 陰圧室加算 200点(1日につき) ※疑似症患者は、初日に限る 点数変更なし
対象	次に掲げる感染症法第6条第4項から第8項の感染症の患者及びその疑似症患者のうち個室又は陰圧室に入院させる必要性が特に高い患者(入院基本料(特別入院基本料等を含む)又は特定入院料のうち、特定感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者) イ 第3項に規定する二類感染症 ロ 第4項に規定する三類感染症 ハ 第5項に規定する四類感染症 ニ 第6項に規定する五類感染症 ホ 第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 ヘ 第8項に規定する指定感染症
【個室加算の対象感染症】 狂犬病、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、エムボックス、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SF-TSウイルスであるものに限る)、腎症候性出血熱、ニパウイルス感染症、ハンタウイルス肺症候群、ヘンドラウイルス感染症、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、RSウイルス感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、感染性胃腸炎(病原体がノロウイルスであるものに限る)、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。病原体がエンテロウイルスによるものに限る)、新型コロナウイルス感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、水痘、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、無菌性髄膜炎(病原体がパルボウイルスB19によるものに限る)、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症及び流行性耳下腺炎並びに感染症法第6条第3項に規定する二類感染症、同法同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同法同条第8項に規定する指定感染症 【陰圧室加算の対象感染症】 鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、麻しん、新型コロナウイルス感染症及び水痘並びに感染症法第6条第3項に規定する二類感染症、同法同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同法同条第8項に規定する指定感染症	

※下記の入院料において「特定感染症患者療養環境特別加算」は包括算定の対象外

地域包括ケア病棟入院料、特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、精神科地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域移行強化病棟入院料及び特定機能病院リハビリテーション入院料についても同様。

特定感染症患者
療養環境
特別加算
個室加算300点
陰圧室加算200点
(1日につき)
疑似患者の場合は
初日のみ加算



new

特定感染症
入院医療管理
加算
治療室 200点
それ以外100点
(1日につき)
疑似患者の場合は
初日のみ加算



入院料